

●香川県告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年3月1日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 円座香南線（44号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市香南町池内字古田 171番1地先から 高松市香南町池内字西中筋 695番1地先まで	31.8~36.0	165	平成31年香川県告示第133号で 変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和4年3月1日